

## 田原市花木の名所づくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、花のまち田原市にふさわしい景観整備を行い、市の魅力度及び知名度を向上させるため、住民、団体及び事業者が、花木を活用した名所を整備するための経費に対し、予算の範囲内において田原市花木の名所づくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、田原市補助金交付要綱（昭和51年4月1日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 花木 年に1回以上花が咲く樹木をいう。
- (2) 事業区域 新たに花木を整備する土地の区域をいう。
- (3) 花木面積 新たに花木を整備する面積で、次の表に掲げる花木の高さ(成長後の標準的な樹高)に応じた樹冠の水平投影面積を合算した面積をいう。

花木の高さ	樹冠の半径	樹冠の水平投影面積
～2.5m未満	1.1m	3.79㎡
2.5m～4m未満	1.6m	8.03㎡
4m以上	2.1m	13.84㎡

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、花木を活用した名所を整備する事業で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 事業の目的が花のまち田原市の魅力度及び知名度を向上させるものであること。

(2) 花木の植栽が、主として果実の生産、販売等を目的とするものでないこと。

(3) 次のいずれかに該当する事業であること。

ア 一団の土地に花木を植栽する事業で、事業区域の面積が500㎡以上、かつ、次の表に掲げる事業区域の面積に応じた花木面積を有するもの

事業区域の面積	花木面積
500㎡～1,000㎡未満	400㎡
1,000㎡以上	事業区域の面積の10分の4

イ 新たに道路沿い等において連続して花木を整備する事業で、その本数が50本以上、かつ、延長が300m以上のもの

(4) 花木が道路から眺望できる、又は不特定多数の人が立ち入って見ることができること。

(5) 設置される花木の管理者（以下「管理者」という。）と補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が同一であること。ただし、管理者と申請者との間で、管理者が花木の管理義務を負うことの実決めがなされている場合は、この限りでない。

(6) 申請者と事業区域の土地の所有者が異なる場合は、当該所有者の承諾を得ていること。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱に基づく補助金の交付を受けたことのある事業区域における事業は補助対象事業としない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、前条第1項に規定する事業を行う者（以下「補助対象者」という。）で、市税の滞納をしていないものとする。

（補助対象経費及び補助金額）

第5条 補助対象経費及び補助金の額（以下「補助金額」という。）は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助金額の算定に当たり、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象事業に着手する前に、田原市花木の名所づくり推進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業場所の位置図
- (3) 事業内容を表す図面、着手前写真等
- (4) 事業に要する経費の見積書
- (5) 事業区域の所有者の承諾書
- (6) 土地の所有者が確認できる書類
- (7) 公図の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、交付決定に条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により交付決定をしたときは、田原市花木の名所づくり推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 前条第3項による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、田原市花木の名所づくり推進事業補助金変更交付申請書（様式第3号。以下「変更申請書」という。）に事業の変更内容がわかる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

(変更交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定の変更を決定するものとする。ただし、補助金額は、第7条第1項の規定により決定した額を上限とする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の変更を決定したときは、田原市花木の名所づくり推進事業補助金変更決定通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(概算払)

第10条 市長は、補助事業の実施に必要と認めた場合は、田原市花木の名所づくり推進事業補助金概算払請求書（様式第5）に基づいて補助金の一部又は全部を概算により補助事業者に交付することができる。

2 前項の概算払の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助事業の廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、田原市花木の名所づくり推進事業廃止届（様式第6号）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに田原市花木の名所づくり推進事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業に係る図面（平面図、緑化構造図等）
- (2) 事業着手前及び事業完了後の写真
- (3) 事業に要した経費の領収書の写し又はそれに類するもの
- (4) その他市長が必要と認める書類  
（補助金額の確定）

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合は、書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、補助金額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金額を確定したときは、田原市花木の名所づくり推進事業補助金額確定通知書（様式第8号）を補助事業者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第14条 前条第2項に規定する確定通知書を受けた者は、速やかに田原市花木の名所づくり推進事業補助金請求書（様式第9号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

（取消し及び返還）

第15条 市長は、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は

既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(事業区域の維持管理)

第16条 補助事業者は、事業完了後適正な事業区域の維持管理に努めなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した財産を、市長の承認を受けずに処分してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はこれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第15条から第17条の規定は、この要綱の失効後も、なお効力を有する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助金額
<p>花木の植栽、植栽基盤、灌水施設及び園路整備に係る費用。</p>	<p>1 補助金額は、補助対象経費の2分の1の額又は1,500万円のいずれか低い額とする。ただし、国、県又は市が交付する他の補助金、負担金及び交付金（市の協働助成金を除く。以下同じ。）の交付が受けられる場合は、補助対象経費の2分の1の額又は1,500万円のいずれか低い額から国、県又は市が交付する他の補助金、負担金及び交付金の額を減した額とする。</p> <p>2 補助金額は、10万円未満の場合は交付しない。</p>